

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
令和元年5月21日  
(平成31年4月受付分)



平成31年4月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、12件でした。その中からネット通販トラブルなど実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆ネット上のチケットの取引は慎重に！

(事例1) 人気バンドのコンサートチケットを、チケット転売仲介サイトで購入した。しかし、購入後に調べると、チケットを転売譲渡した場合は入場できない場合があると記載があることが分かった。(当事者：女性)

(事例2) 携帯電話でコミュニティサイトを利用し、個人からコンサートチケットを買うことになった。代金を振り込んだのになかなかチケットが届かず、コンサート開催日まで何度も相手に電話したがつながらなかった。お金を返してほしい。(当事者：16歳 女性)

転売禁止？

チケットが届かない!?



※消費者庁イラスト集より

## ✔アドバイス

- チケット転売仲介サイトでは、イベント主催者が第三者への譲渡、転売等を禁止しているチケットも取引されている場合があります。また、サイトの表示が不十分で、知らずに購入してしまい、当日会場に入場できなかったという相談もあります。**イベント主催者によるチケットの利用条件をよく確認してから購入しましょう。**
- チケット転売仲介サイトやSNS等を利用した個人間取引でトラブルが起きた場合、自分で交渉しなければならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため、注意が必要です。
- 転売仲介サイトの中にはイベント等の公式サイトであるかのような表示をしているサイトもあります。表示を鵜呑みにせず、**URLを確認するなど「公式サイト」かどうかを慎重に確認しましょう。**
- 困ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談しましょう(消費者ホットライン☎188)。

※(独)国民生活センターHPより抜粋

年齢	相談内容
19	Q：未成年者の息子がアパートの鍵を紛失した。ネットで5,000円からと記載してある業者に依頼したが、開錠が難しい鍵であることを理由に10倍もの高額な料金を請求された。 A：未成年者契約の取消しを申し出ましょう。ただし、サービスの提供を受けているので、業者がこうむった損害の程度を限度に清算するようにしましょう。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)